

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第 3 9 2 会計隊長 秋吉 裕之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6W10100140		68B41A33005 0001								
品名 または 件名										
仮設プレハブ等借上げ										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
北熊本駐屯地				8師司 第3部						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
田口2曹（3931）				令和8年8月17日（月）～令和8年9月15日（火）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

北熊本駐屯地第 3 9 2 会計隊事務室および西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年6月16日 (火) 14時00分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D等級以上を有する者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第10号）第3条に規定する「建築工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊北熊本駐屯地

3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

4 落札決定方法

- (1) 設置から撤去までの合計金額が、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の範囲以内で最低の価格応札を提示した者を落札者とする。
- (2) 総品目総額（消費税抜き）により決定する。（同価の場合は抽選により決定する。）
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ、電報等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
 - ア 「役務請負契約条項」
 - イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - ウ 「暴力団排除に関する特約条項」

8 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加を希望する者は、令和8年6月12日（金）12時00分までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格（写）及びを提出（FAX可）すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (4) 郵便入札を推奨する。
- (5) 入札日時以前に入札書を郵便（書留）により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と朱書きして令和8年6月15日（月）16時00分までに必着となるよう「書留」により送達すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (6) 入札書を持参等により提出する場合の期限についても前項(5)に同じものとする。
- (7) 入札日当日に不調となり再度入札を行う場合は、別途日時を指定し、再度入札を執行する。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札の参加者にその旨を通知（FAX送付）するので、受領した旨の通知（FAX送信）をされたい。
- (8) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- (9) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (10) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。

9 問い合わせ先

- (1) 入札に関する問い合わせ先

〒861-8064

熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1

陸上自衛隊北熊本駐屯地

第392会計隊契約班（担当：西村）

TEL 096-343-3141（内線3567）

FAX 096-344-8807

- (2) 仕様書に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊北熊本駐屯地

第8師団司令部 第3部 訓練班 栗林（内線3269）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
名 称	仮設プレハブ等借上げ	調達要求書番号	6 8 B 4 1 A 3 3 0 0 5
		作成年月日	令和 8 年 5 月 2 8 日
		作成部隊	第 8 師団司令部 第 3 部訓練班
1 総 則			
本仕様書は、陸上自衛隊第 8 師団が訓練において使用する「仮設プレハブ等借上げ」について規定する。			
2 概 要			
(1) 施工場所			
北熊本駐屯地（熊本県熊本市北区八景水谷 2 丁目 1 7 - 1）			
(2) 設置時期			
令和 8 年 8 月 1 7 日（月）～同年 8 月 2 3 日（日）			
(3) 使用期間			
令和 8 年 8 月 2 4 日（月）～同年 9 月 1 0 日（木）			
(4) 撤収時期			
令和 8 年 9 月 1 1 日（金）～同年 9 月 1 5 日（火）			
3 規格等			
(1) 仮設プレハブ 6 坪連棟式借上げ及び設置 2 棟			
約 18800mm×約 9000mm×2			
(2) 仮設プレハブ設置に伴う付帯工事 2 式			
(3) 発電機 220KVA 2 式			
(4) 空調機（5 馬力）各 4 台 計 8 台			
(5) 電気工事（分電盤及び変圧器等の設置を含む。） 1 式			
(6) 仮設プレハブ設置に伴う各種申請 1 式			
(7) カーテン（ブラインド）各 1 式 計 2 式			
4 一般事項			
(1) 本役務は、本仕様書の定めに従い実施すること。			
(2) 施設等には、損傷を与えないように十分注意して施工すること。損傷を与えた場合は、自衛隊担当者（以降、担当者）に報告し契約者の負担において速やかに復旧すること。			
(3) 隊員もしくは部外者に損害を与えた場合、契約者が補償・賠償の責を負うこと。			
(4) 軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも担当者の指示により実施すること。			

- (5) レンタル期間中の使用者側の取扱不備以外に起因する故障については、契約者の負担にて速やかに対応すること。
- (6) 使用に際して不具合が発生した場合、レンタル期間中は土曜・日曜・祝日（昼夜）問わず、24時間体制で処置すること。
- (7) 不明な点は、担当者との調整の上実施すること。
- (8) 工事施工及び廃材処分は、法令を遵守し実施すること。
- (9) 施工現場、発電機等の周囲は、必要に応じて仮囲を設置し、騒音、振動等による被害の防止に努めること。また、工程に応じた警備員の配置及び関係者、隊員等の安全確保や工事車両の事故防止に徹底すること。
- (10) プレハブ内は無柱空間とすること

5 諸検査

工事内容及び工事目的物に関する検査は、すべて施工者の負担において行うこと。

6 諸手続

- (1) 仮設プレハブ建設に伴う、建築許可申請・完了検査申請・その他官公署への手続き及び手数料は、業者負担とする。（申請手続きは、工期に影響のないように速やかに提出すること。）
- (2) 許可書・確認通知書・検査済証の写しを提出すること。

7 特記事項

- (1) 仮設プレハブ等の設置場所は、担当者の指示に従い設置し、出入口の位置、配線ルート、配線方法及び配線孔も同様とする。
- (2) 設置完了後、機能点検を実施した後、操作方法の説明を実施すること。

8 その他

- (1) この仕様書の内容等で疑義が生じた場合は、官側と調整するものとする。
- (2) 契約内容には、ユニットハウス等の搬入、設置・撤収及び空調機の配線工事、配管工事、ブレーカ設置を含むものとする。
- (3) 撤収時期の細部については別途調整するものとする。

9 細部問い合わせ先

陸上自衛隊第8師団司令部第3部訓練班 栗林 諒
096-343-3141 内線3269